

都市計画道路変更(素案)

【閲覧用】

足寄都市計画道路の経緯・見直しの考え方

【都市計画の概要】

足寄の都市計画は、都市の急激な発展に伴い、将来の秩序ある都市生活・環境を見越した基本的な都市計画が急務となり、都市計画法の適用を建設省から認められ、昭和 28 年 7 月 22 日をもって足寄町（町村合併前の西足寄町）を都市計画区域とする告示が出されました。

都市計画区域に続き、昭和 33 年に国道 2 路線を中心とした 9 路線の都市計画道路が決定されました。

その後、昭和 37 年、平成 13 年に各 1 路線が追加され、現在まで 11 路線の都市計画道路が計画決定され、車線数決定が行われています。

平成 20 年度、平成 24 年度には旧駅前広場に関連した国道部分の変更がなされました。

【都市計画道路の見直しの考え方】

これまでの街路事業や土地区画整理事業等により、都市計画道路の整備率は 69% ですが、依然として長期未着手となっている路線・区間があります。

近年、人口減少や少子高齢化の進展、経済衰退など社会経済情勢の変化により、足寄町はコンパクトなまちづくりを目指すことを前述しましたが、都市計画道路に関しても当初に決定したときの必要性や位置付けに変化が生じている路線が存在していると考えます。

国土交通省は地方公共団体による都市計画道路の「適時適切な見直し」がさらに進むよう「都市計画道路の見直しの手引き」（H29. 7）を作成しており、また、北海道は道内における都市計画道路の今後の方向性や長期未着手路線の見直しの基本的な考え方を示す「都市計画道路の見直しガイドライン」（H19. 2）を作成しております。

足寄町においても、北海道が作成したガイドラインや足寄町都市計画マスタープランをもとに、現在未着手となっている路線について、道路の必要性や事業の実現性等を総合的に検証・評価する手順を整理し、今後の見直しを進めていくこととします。

足寄町の道路体系の位置付け

足寄町には2本の国道が市街地を縦横断（一部重複）しており、昭和28年の都市計画導入以後用途地域指定に先んじて、昭和32年度に観光通（国道241号）、南大通（国道241・242号の重複）、北大通（国道242号）の主要幹線とこれに接続する町道6路線が計画決定されました。

また、昭和37年には市街地内での通過交通を排除し円滑な交通確保を目的とした国道241号バイパスの阿寒街道や校南通が追加決定されております。

足寄町の道路体系は、広域交通ネットワークを形成する道路を「主要幹線道路」、コンパクトな都市を形成し都市内交通の円滑化を担う道路を「幹線道路」、その他、幹線道路を補完し区域内の交通を効率的に集散させるための補助的な道路を「補助幹線道路」として位置付けております。

主要幹線道路であった阿寒街道（国道241号バイパス）については、平成7年に北海道横断自動車道の池田ICの供用が開始されたため、現国道（帯広～足寄間）の交通量は漸次減少していきました。

平成11年度に策定された足寄都市計画マスタープランにおいては、主要幹線から補助幹線に位置づけが変更され、平成22年度の都市マス見直しでは整備方針検討路線に位置づけを行っております。

その後も北海道横断自動車道の延伸に伴い、現国道（足寄～阿寒）の交通量も減少を続け、令和2年の足寄町都市計画マスタープランでも廃止を含めた見直し対象路線となっております。

ただし、都市計画変更手続きは、平成13年度以降変更が行われていないため、阿寒街道は主要幹線道路（4種1級）のままとなっております。

見直し検討路線の抽出

本町の都市計画道路は 11 路線のうち 6 路線が全線整備済となっており、これら路線については見直し検討路線から除外します。

未整備路線（部分整備を含む）のうち、主要幹線道路である 3・3・2 阿寒街道（国道 241 号バイパス）は、帯広・音更方面から市街地入り口の 3・3・3 南大通（国道 242 号）との交差部までが整備済で残りが未整備となっております。

また、3・3・2 阿寒街道（未整備箇所）に接続する 3・4・5 中島通、3・4・7 校南通及び 3・3・1 観光通の各一部や 3・4・8 山手通も永らく未整備状況が続いており、以上の 5 路線について道路ネットワークを勘案した見直し検討路線と致します。

【見直し検討路線】

3・3・1 観光通	（4種1級:主要幹線）	一部未整備
3・3・2 阿寒街道	（4種1級:主要幹線）	現国道部分は整備済み
3・4・5 中島通	（4種3級:幹線）	一部未整備
3・4・7 校南通	（4種3級:幹線）	一部未整備
3・4・8 山手通	（4種3級:補助幹線）	一部未整備

※見直し検討路線の検証内容については、別紙 4 を参照

見直し路線（都市計画変更の対象路線）

見直し対象路線を検証した結果、次の路線を都市計画の変更対象路線と致します。

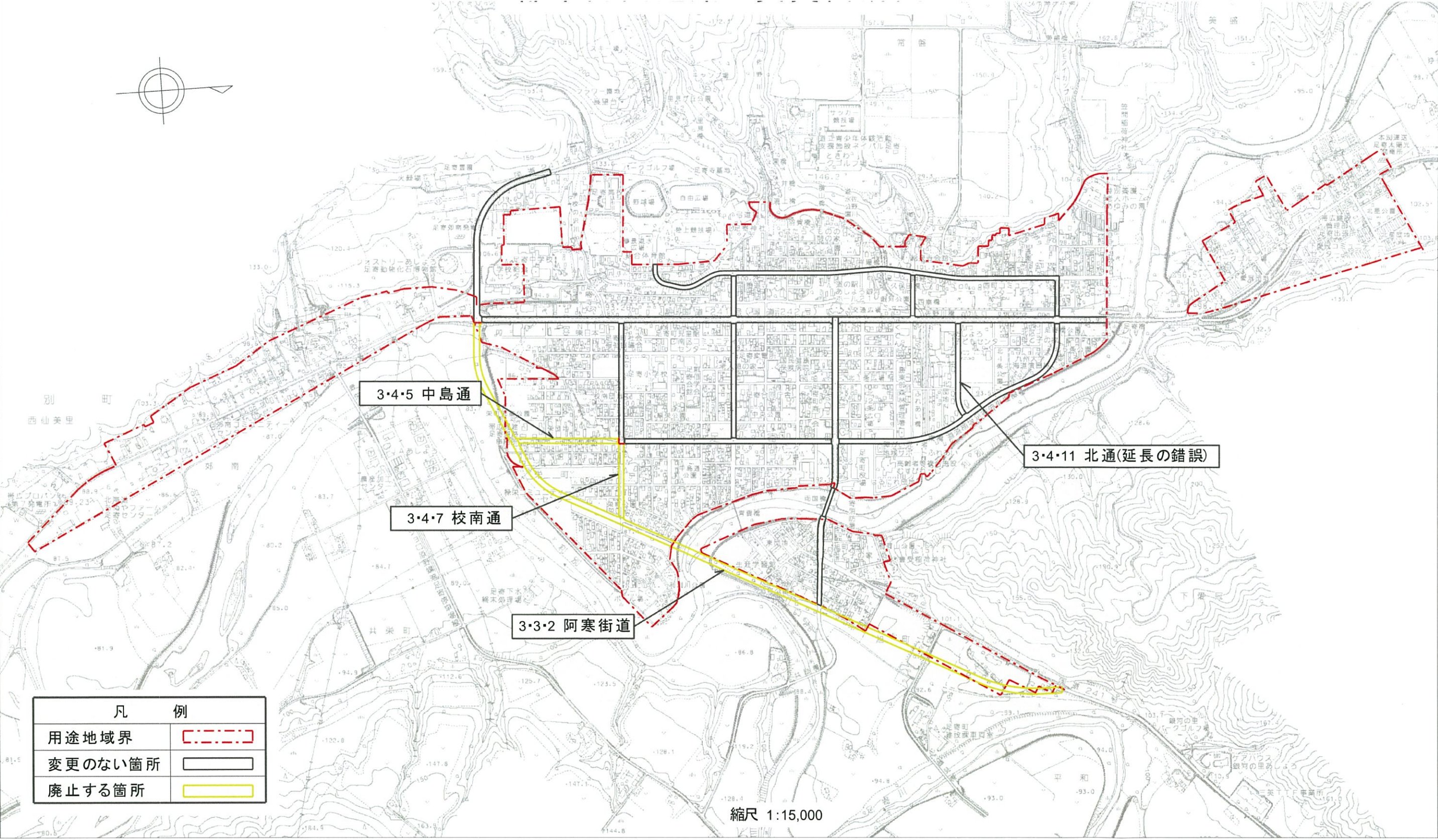
種 別	名 称		位 置		区 域	構 造	備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員	
幹 線 街 路	3・3・2	阿寒街道	足寄町 里見が丘	足寄町 南7条1丁目	約 3,550m →650m	22m	廃止延長 2,900m
	3・4・5	中島通	足寄町 南1条5丁目	足寄町 南6条5丁目	約 1,200m →800m	18m	廃止延長 400m
	3・4・7	校南通	足寄町 南6条1丁目	足寄町 南6条5丁目	約 800 m →400m	18m	廃止延長 360m
補助幹線街路	3・4・ 11	北 通	足寄町 北3条1丁目	足寄町 北4条2丁目	約 500 m →359m	18m	廃止延長 141m (錯誤)

別紙 1

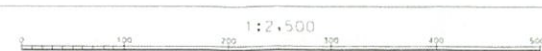
都市計画道路変更図（素案）

都市計画道路の変更素案(町決定)

3・3・2阿寒街道、3・4・5中島通、3・4・7校南通、3・4・11北通



足寄都市計画図 XIII-MC 763



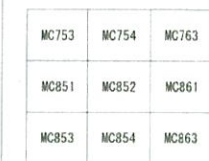
「この質量検査は、国土建設省の承認を得た所定の質量検査を使用して得たものである
 (準拠番号) 平23第1号 第277号」

株式会社サンテックコーポレーション

[illegible]

XIII-MC 763

足寄都市計画図 XIII-MC 852



49

	普通住宅	167.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅
	住宅用住宅	175.7	住宅

[illegible]

子	留	子	子の由の 源水地	山	利 地
一	堀	一	之 地	山	以、堀地
二	別荘地	三	立 地	山	山の頂
三	倉 庫	四	計 画 地	山	山の利 便 地
四	茶 畑	五	竹 田	山	道 地
五	保 護 地	六	廣 地		



XIII-MC 852

株式会社シン技術コンサル調製

別紙2

変更申請書、理由書、変更説明書

足寄都市計画道路の変更

都市計画道路 3・3・2 号阿寒街道ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・2	阿寒街道	足寄町里見が丘	足寄町南7条1丁目	足寄町里見が丘	約 650m	地表式	2 車線	22m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
	3・4・5	中 島 通	足寄町南1条5丁目	足寄町南6条5丁目	足寄町南3条5丁目	約 800m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
	3・4・7	校 南 通	足寄町南6条1丁目	足寄町南6条5丁目	足寄町南6条3丁目	約 400m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

3・4・11 北通は延長の錯誤

理 由 書

北海道横断自動車道の延伸に伴い市街地内交通量が減少し、バイパス及びアクセス道路の必要性が薄れ長期未着手となっている路線について、本案のとおり幹線街路を一部廃止するものである。

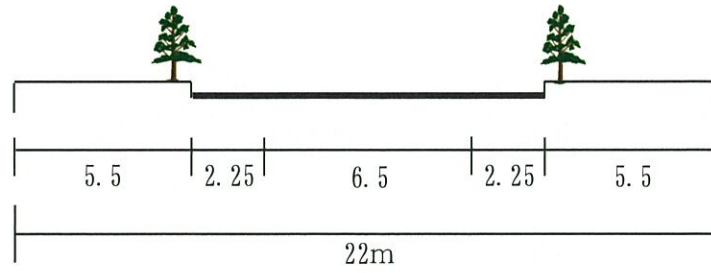
変 更 説 明 書

新		旧		変 更 内 容
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名	
3・3・2	阿寒街道	3・3・2	阿寒街道	終点の変更 延長減 約 2,900m
3・4・5	中島通	3・4・5	中島通	終点の変更 延長減 約 400m
3・4・7	校南通	3・4・7	校南通	終点の変更 延長減 約 360m
3・4・11	北 通	3・4・11	北 通	延長の錯誤 延長減 約 141m

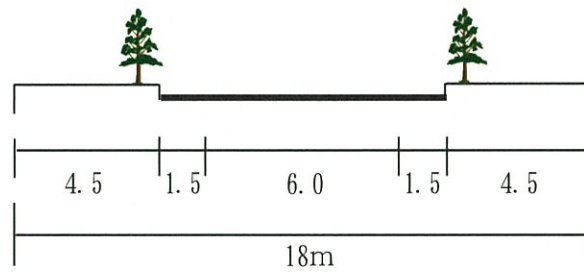
変更定規図

定 規 図

3・3・2 阿寒街道



3・4・5 中島通、3・4・7 校南通、3・4・11 北通



街路計画調査資料